

伊豆箱根鉄道株式会社の旅客運賃の上限認可申請について

伊豆箱根鉄道株式会社から申請がありました旅客運賃の上限設定について、鉄道事業法に基づき認可しましたので、以下のとおりお知らせ致します。

○申請日： 平成27年 2月12日

○認可日： 平成27年 3月 3日

○申請者：
申請者名：伊豆箱根鉄道株式会社
代表者：代表取締役社長 中村 仁
所在地：静岡県三島市大場300番地

○設定しようとする旅客運賃の上限を適用する路線：
鋼索鉄道 十国鋼索線（十国登り口～十国峠）0.3km

○申請の概要：
1 申請理由

伊豆箱根鉄道（十国鋼索線：十国登り口～十国峠0.3km）は、純然たる観光路線として運営しており、様々な取り組みと各種経費の見直しや削減等により収支改善を図り、輸送の安全確保に努めてきたが、各施設の老朽化に伴う更新・改修に関する支出の増加や、娯楽の多様化や旅行形態の変化に伴う乗車人員減少は、経営を厳しい状況にしている。

今般、当該路線が地域に根ざし、安定した事業展開といった方針のもと、再投資可能な事業として継続的に存続し、より多くの利用をいただくため旅客運賃の上限申請を行うもの。

2 申請内容

設定する上限運賃
普通旅客運賃

大人 片道運賃（0.3km）
360円（現行220円）
大人 往復運賃
720円（現行430円）

○鋼索鉄道事業部門の収支実績及び推定
別紙1のとおり

○中小民鉄事業者の収入原価算定要領
別紙2のとおり

(別紙1)

○鋼索鉄道事業の収支実績及び推定(収入・原価)

(単位:千円)

科目	実績年度 (平成25年度)	翌年度推計 (平成26年度)	平 年 度			
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	
収入	旅客運賃	38,926	41,343	69,474	69,474	69,474
	運輸雑収	4,565	4,580	4,580	4,580	4,580
	営業外収入	746	272	226	320	320
	計	44,237	46,195	74,280	74,374	74,374
原価	人件費	44,646	41,869	40,284	41,468	41,468
	修繕費	6,461	11,358	5,395	11,412	3,912
	経費	17,631	9,561	9,864	11,128	10,328
	諸税	1,291	1,210	1,167	1,181	1,181
	減価償却費	6,808	8,750	7,419	18,197	16,379
	その他支出	459	730	413	1,218	397
	計	77,296	73,478	64,542	84,604	73,665
計(収入－原価)	▲ 33,059	▲ 27,283	9,738	▲ 10,230	709	

* 収入及び原価については、「鉄道事業会計規則」及び「中小民鉄事業者の収入原価算定要領」に基づき整理。

* 平年度の収入原価は、次頁の「伊豆箱根鉄道株(鋼索鉄道)の収入原価算定要領」に基づき算定。

* 特別利益・特別損益は含まない。

伊豆箱根鉄道(株) (鋼索鉄道) の収入原価算定要領

区 分	算 定 方 法
収 入	<p>旅客運賃</p> <p>輸送人員 需要予測による輸送数量及び乗車区間の運賃に基づき算出。 平成25年度 (実績) 228千人/年 平成26年度 (推計) 237千人/年 平成27~29年度 (推計) 237千人/年</p> <p>運賃 普通 片道運賃 360円 往復運賃 720円</p>
	<p>運輸雑収</p> <p>平成25年度実績等を基に、土地物件貸付料収入、構内営業料収入、旅客雑入等を計上。</p>
	<p>営業外収入</p> <p>平成25年度実績等を基に、受取利息、その他雑収入等を計上。</p>
支 出	<p>人件費</p> <p>要員計画を基に賃金、賞与、厚生福利費、退職金等により算出。</p>
	<p>修繕費</p> <p>線路・車両の修繕計画を基に算出。</p>
	<p>経費</p> <p>平成25年度実績を基に算出。</p>
	<p>諸税</p> <p>平成25年度実績を基に算出。</p>
	<p>減価償却費</p> <p>有形固定資産は、定率法により算出。ただし平成10年4月1日以降に取得した建物（付属設備は除く）については、定額法により算出。</p>
	<p>その他支出</p> <p>支払利息等を計上。</p>

(平成12年3月1日付鉄業第11号)

中小民鉄事業者の収入原価算定要領

本要領は、鉄道及び軌道の旅客鉄道運賃の算定に適用する。

1. 適用範囲

本要領は、中小民鉄事業者（鉄道事業者及び軌道経営者からJR旅客会社、大手民鉄及び地下鉄事業者の収入原価算定要領を適用する鉄道事業者及び軌道経営者を除いたものをいう。）に適用する。ただし、鋼索鉄道については、適用しないものとする。

2. 収入・原価算定の方法と手順

原価計算期間の鉄軌道事業部門の収入及び原価については、次の方法と手順により算定のうえ、所要運賃増収額を計算し、これを基礎として運賃を決定する。

(1) 原価計算期間

原価計算期間（平年度）は、3年間とする。

(2) 一般原則

① 経常的性格を担保するため、固定資産売却損益等の特別損益は、これを除外する。

② 鉄軌道事業部門を他の事業部門と区分して収支を算定する。
なお、鋼索鉄道は、これを鉄軌道事業部門と区分するものとする。

イ 明らかに鉄軌道事業部門に帰属する収入及び原価は、これを鉄軌道事業部門に帰属させる。

ロ 他部門と関連する収入及び原価は、一定の配賦基準で按分した鉄軌道事業分担分を鉄軌道事業部門に帰属させる。

③ 投融資については、これを独立の事業部門として処理することとする。

(3) 原価の算定

① 人件費

実績及び事業計画を考慮して適正に算定する。

② 修繕費

実績を基礎として物価上昇等を考慮して算定する。

③ 経費

イ 動力費

車両走行キロ当りの実績を基礎として、動力供給規定等を勘案して算定する。

- その他の経費
実績を基礎として物価上昇等を考慮して算定する。
 - ④ 諸税
実績及び工事計画等を基礎として算定する。
 - ⑤ 減価償却費
実績年度末における鉄軌道資産及び工事計画等を基礎とし、税法に定める限度額によって算定する。
 - ⑥ 営業外費用
 - イ 支払利息
原価計算期間中の平均借入額に平均借入率を乗じて算定する。
 - その他
実績を基礎として算定する。
 - ⑦ 配当所要額（適正利潤）
払込資本金に対し10%配当に必要な額の鉄軌道事業分担額とする。
- (4) 収入の算定
- ① 旅客運輸収入
過去の輸送実績に基づき、過去及び将来の特殊事情を考慮して旅客輸送数量を推計し、実績年度におけるキロ別輸送数量及びキロ別運賃を基礎として算定する。
 - ② 貨物運輸収入
旅客運輸収入の算定方式に準ずる。
 - ③ 運輸雑収
実績を基礎とし、増収努力を見込んで算定する。
 - ④ 営業外収益
運輸雑収の算定方式に準ずる。

附 則

適用期日

本要領は平成12年3月1日以降の申請から適用する。